

飯野高等学校 学校生活の心得

生徒指導部

高校生としての自覚を持って有意義な3年間を送り、立派な社会人として成長するために、飯野高校では以下のような「生徒心得」に従って、学校生活を送ること。

1 基本的な心得

- (1) 意欲的な学習を継続する態度を養うことに努める。
- (2) 公正で自主的な生活習慣を確立することに努める。
- (3) 集団生活の規律・秩序を守り、校風の高揚に努める。
- (4) 礼儀を正しくして品性を高めるとともに、お互いに人格を尊重して、明るい社会人としての素養を身につけることに努める。
- (5) 校舎、校具等公共物を大切にし、環境の美化に努める。
- (6) 生徒同士は互いに特性を尊重し合う。
- (7) 自分自身の興味・関心に応じて部活動等に参加し、知識・技術を磨き体力の向上に努める。

2 校内生活

- (1) 予鈴で入室し、授業の準備を整えておく。(ベル着席)
- (2) 言葉使いは、はきはきと明確にし、外来者・先生等目上の人に対し進んで挨拶・会釈を実行する。
- (3) 校舎内外の清掃・整頓に心掛け、担当区域の清掃は責任を持って行う。
- (4) 登校後は、無断で校外に出てはならない。やむを得ない事情があるときは、許可を受ける。
手続きは「5 諸届けの方法 ★外出」を参照。
- (5) 校内では、定められた場所、時間以外は飲食をしない。
- (6) 学用品その他所持品にはすべて記名し、貴重品の管理は特に留意し、必要な場合には関係の先生に保管を依頼する。
- (7) 危険をとまなうおそれのある実験や作業等は、必ず監督の先生の指導のもとで行う。
- (8) 学習に不必要な物品は、持参しない。
- (9) 生徒相互間の金銭の貸借、物品の販売は、厳禁する。
- (10) 校内での火気使用は、原則として禁止する。
- (11) 自習時間は指示された教室で静かに学習し、他の教室の授業の妨げにならないように心掛ける。

3 校外生活

- (1) 校内外を問わず飲酒・喫煙・暴力や他人に迷惑をかける行為は、絶対にしてはならない。
- (2) 校外における学校行事、休日登校の際は、制服を着用する。なお、部活動における対外試合、休日登校の際は、運動着等の着用を認める。
- (3) 外出の際は、必ず行き先・目的・帰宅時刻等を保護者に伝え、了解を得る。
- (4) 夜間の外出は、出来るだけ避け、22時以後の外出はしない。

4 服装・頭髪・所持品について

〔服装について〕

- (1) 飯野高校生らしい制服の着こなし方をする。
- (2) 制服は、本校指定のものを着用すること。ズボン、スカート等の組み合わせは自由とする。
- (3) 制服を変形し着用してはならない。
- (4) 通学靴は、通学に適している靴とする。

〔頭髪について〕

頭髪等については次のことを必ず守り、飯野高校生として常に清潔で整った身なりを心がける。

- (1) 髪の長さや髪型は、高校生らしい清潔なものとする。
- (2) 染色、脱色、パーマなどの髪の加工・過度の整髪料の使用は禁止する。
- (3) エクステの使用等、不自然な髪型及び奇抜な髪型は禁止する。

〔所持品について〕

- (1) 高校生活に不必要なものは、校内に持ち込まない。
- (2) 携帯電話は、学校への持込は認めるが、授業中は電源を切るかマナーモードにしてかばんの中に入れておくこと。また、使用する際は周りに迷惑とならないようにすること。

5 諸届けの方法

諸届けは、指定の用紙で行う。

(1) 欠席

8:00～8:25 に保護者が必ず学校（担任）へ連絡すること。

(2) 遅刻

〔学校遅刻〕

- ・始業時間（8：40）に遅刻した場合は、生徒指導室で遅刻届の手続きをすること。
- ・生徒指導部が不在の場合は、職員室において手続きをすること。

〔授業遅刻〕

- ・各授業の始業時間に遅刻した場合は、職員室と生徒指導室で入室許可の手続きをすること。
- ・授業を途中で退出する場合は、授業担当者から所定の手続きを受けること。授業へ戻る際は、授業遅刻時と同じ要領で手続きを済ませ、授業へ戻ること。

(3) 病気で保健室を利用する場合

- ・6限目は保健室利用ができない。
- ・保健室利用の際は、所定の手続きをすること。
- ・回復して教室に戻る時も、所定の手続きをし、生徒指導室（生徒指導室が不在の場合は職員室）で入室許可を得ること。

※ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(4) 早退

早退する場合は、担任に早退許可願をもらい、生徒指導室（生徒指導室が不在の場合は職員室）で手続きを済ませ帰宅する。自宅に到着したら担任へ連絡する。翌日、早退許可証の保護者欄に署名のうえ担任へ提出すること。

(5) 外出

外出は、原則として禁止する。但し、やむを得ず外出の必要があるときは、担任の先生の許可を得た後、生徒指導室で外出の手続きをとって外出する。学校へ戻ってきたら、生徒指導室に外出届を返却し、入室届けを記入して教室に戻る。

(6) 異装

生徒指導室で「異装願い」に記入し、許可を受ける。

(7) 旅行

学割が必要な場合は、事務室で「学割交付願い」をもらい、必要事項を記入し、生徒指導部印をもらった後、事務室で交付を受ける。

(8) 交通事故、不審者による被害、紛失物、拾得物、盗難にあった場合など、できる限り早く生徒指導部に届け出る。

(9) アルバイト

アルバイトをしようとするときは、保護者、担任の先生とよく相談の上、所定の届け用紙で生徒指導室に届け出る。長期休業中も同様に届け出る。1年生のアルバイトは、夏休みから始めることができる。

6 通学・交通安全について

(1) 通学の際は、交通法規を守り、常に安全に留意し、事故防止に努める。

(2) 自転車通学は、許可された者に限る。（「自転車通学許可願」を提出する）

登録標識（ステッカー代130円）をつけ、所定の場所へ必ず施錠してとめる。

(3) 自転車の二人乗り、傘さし運転、並進通行は、絶対にしない。

違反者は、指導を受ける。又、自転車通学の許可を取り消す場合もある。

(4) 自転車通学者は、雨天時にはカッパを着用する。

(5) 自転車通学者は、「自転車保険」に加入する。（県の条例で定められている）

(6) 原則として、二輪車の運転免許取得、使用は禁止する。通学に際して公共交通機関の利用がきわめて困難であるなど、特にやむを得ない事情があると校長が認める生徒に限り、原動機付自転車（50cc以下）の免許取得を許可することがある。この場合、通学を目的に自宅から自宅最寄りの駅までの利用に限る。

(7) 通学時は、交通ルールや乗車マナーを守り、高校生らしい行動をする。

7 問題行動について

高校生としてふさわしくない行動や不適切な言葉等を行った場合、並びに度重なる指導を受けた場合は特別指導の対象となる。

<参考>

- ・怠学
- ・無断アルバイト
- ・公共物破損
- ・暴力行為
- ・窃盗、万引き行為

- ・飲酒、喫煙行為、および同席
- ・喫煙具所持
- ・飲酒、喫煙具等の類似品の所持、使用
- ・薬物の使用、所持
- ・情報モラル違反（SNS 等も含む）
- ・不健全な場所や風俗営業への立ち入り
- ・考査や小テストなどにおける不正行為
- ・無許可の自動車の運転・バイクの運転
- ・無許可の自動車学校の入校およびバイク・自動車免許の受験および取得
- ・高校生年齢のものが運転する自動車・バイクへの同乗
- ・交通加害およびその他の交通違反
- ・電動キックボード等の運転
- ・度重なる指導を繰り返したとき
- ・生徒として好ましくない行為（暴言、指導拒否、指導無視など）

8 校則の改定の手続きについて

- ア．生徒会は、生徒一人ひとりの意見を集約し、生徒議会等で議論したうえで、改定案を生徒指導委員会に提案することができる。
- イ．生徒指導委員会は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または学校教育 目的に照らし校則の改定が必要となったときは、生徒会から提出された案の議論を含め、生徒会や教職員の意見を聴取し検討する。
- ウ．校長は、検討された内容に基づき、適切と判断する場合は、校則の改定を決定し、生徒及び保護者に周知する。